

改正

平成14年 6 月28日いわき市条例第50号

平成20年 8 月21日いわき市条例第47号

平成25年 2 月28日いわき市条例第 1 号

令和 3 年 6 月30日いわき市条例第30号

いわき市政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、いわき市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 政務活動費は、いわき市議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付の額)

第 3 条 政務活動費の額は、月額11万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員の数は、月の初日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員の数とする。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属する会派からの脱会があったときは、当該議員は、第 1 項の所属議員に含まないものとする。

(交付の申請)

第 4 条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、議長を経由して、次に掲げる事項を記載した交付申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 会派の名称
- (2) 会派の結成年月日
- (3) 会派の代表者の氏名
- (4) 会派の経理責任者の氏名
- (5) 会派の所属議員の数

(交付の方法)

第5条 前条の交付申請書の提出が上半期（4月1日から9月30日までの期間をいう。）にされたときは、当該提出された日の属する月（以下「申請月」という。）に申請月から9月までの月数分の政務活動費を、10月に6月分の政務活動費を、それぞれ交付する。ただし、申請月以後に議員の任期が満了するときは、当該任期が満了する日の属する月の翌月（当該任期が満了する日が基準日に当たるときは、当該任期が満了する日の属する月）以後の月に係る月数分については、この限りでない。

2 前条の交付申請書の提出が下半期（10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下この項において同じ。）にされたときは、申請月に、申請月から下半期の最後の月までの月数分の政務活動費を交付する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（変更の届出及び申請）

第6条 第4条第1号、第3号又は第4号に掲げる事項に変更が生じたときは、会派の代表者は、議長を経由して、交付申請書記載事項変更届を市長に提出しなければならない。

2 第4条第5号に掲げる事項に変更が生じたとき（議会の解散によるときを除く。）は、会派の代表者又は会派の代表者であった者は、議長を経由して、交付変更申請書を市長に提出しなければならない。

（交付の額の変更）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の所属議員が増加した場合において、当該増加した後の所属議員の数に基づき算定した政務活動費の額が既に交付を受けた政務活動費の額を超えるときは、当該超える額を交付する。この場合においては、第5条の規定を準用する。

2 政務活動費の交付を受けた会派の所属議員が減少した場合において、既に交付を受けた政務活動費の額が当該減少した後の所属議員の数に基づき算定した政務活動費の額を超えるときは、当該超える額を返還しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合において、既に交付を受けた政務活動費の額に当該解散した日の属する月の翌月（当該解散した日が基準日に当たるときは、当該解散した日の属する月）以後の月に係る月数分の額があるときは、当該月数分の額に相当する額を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第8条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、及び市政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書の提出等)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに、当該政務活動費について別記様式により作成した収支報告書に領収書その他の支出の内容を明らかにした書面（以下「領収書等」という。）を添付して、これを議長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合について準用する。この場合において、同項中「代表者」とあるのは「代表者であった者」と、「当該交付を受けた年度の翌年度の4月30日」とあるのは「会派が解散した日から30日を経過する日」と読み替えるものとする。

3 議長は、前2項の規定により収支報告書の提出があったときは、当該収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(収支報告書等の保存)

第10条 議長は、前条第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等を、当該収支報告書及び領収書等に係る政務活動費が交付された年度から7年度目の年度の末日まで保存しなければならない。

(精算による返還)

第11条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額が、その年度において行った政務活動費に係る支出の総額を超えるときは、当該超える額を返還しなければならない。

2 前項の規定は、政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合について準用する。この場合において、同項中「代表者」とあるのは、「代表者であった者」と読み替えるものとする。

(透明性の確保)

第12条 議長は、第9条第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月28日いわき市条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年8月21日いわき市条例第47号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。

附 則（平成25年2月28日いわき市条例第1号）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のいわき市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前のいわき市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月30日いわき市条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

区分	内容
調査研究費	会派が行う市の事務及び地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会への参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が行う要請及び陳情活動に要する経費
会議費	会派が行う各種会議に要する経費及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

別記様式（第9条、第10条関係）

政務活動費収支報告書

年 月 日

いわき市議会議長 様

会派の名称

代表者氏名

1 収入 円

2 支出

区 分	金 額	主 な 内 容
調査研究費	円	
研 修 費	円	
広 報 費	円	
広 聴 費	円	
要請・陳情活動費	円	
会 議 費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	円	
人 件 費	円	
合 計	円	

3 収支残額 円